

令和7年度「教育関係共同利用拠点」審査要項

－ 留学生支援施設 －

令和7年度「教育関係共同利用拠点：留学生支援施設」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方法

- (1) 「教育実習施設に関する専門部会（以下「専門部会」という。）」により、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成21年文部科学省告示第155号）」第2条各号に規定する基準（以下「告示」という。）及び「令和7年度の教育関係共同利用拠点の公募について（通知）（7文科高第211号）」における「留学生支援施設」に関する公募要領に掲げる要件について、書面審査を行う。
- (2) 専門部会は、書面審査の際に面接審査の必要性について判断し、共同利用計画の妥当性や実現可能性等を確認することが特に必要となる申請大学を対象に、面接審査を実施する。また、面接審査までは必要がない申請大学に対して、認定候補拠点の推薦にあたり確認が必要な事項がある場合には、追加の資料提出を要請することができる。
- (3) 専門部会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、認定候補拠点を教育関係共同利用拠点の認定等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）に推薦する。
- (4) 有識者会議は、専門部会の決定を十分尊重し、認定候補拠点を決定する。

II. 評価項目

評価項目は、告示及びそれを踏まえ公募要領に掲げる要件に基づき、以下のとおりとする。

項目1 （機能）

学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。

- 大学が設置する日本語教育センター（外国人留学生の教育のための施設であり、主に日本語教育を行うことを目的とするもの）であるか。
- 当該施設の共同利用に関する資源・体制を有しているか。

項目2 （規程等）

拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

- 学則その他内規等に、当該施設等が共同利用に供することが規定されている、あるいは規定される予定が明確であるか。
- 日本語教育の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっているか。

項目3 （運営委員会）

申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。

- イ 当該申請施設の職員
- ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
- ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- 運営委員会を設置しており、当該施設の職員が、運営委員総数の1/2以下であるか。あるいは条件を満たした運営委員会を設置する予定が明確であるか。
- 運営委員の構成について、女性委員の割合を高めるなど、申請施設の運営に多様な意見が反映される構成となっているか。

項目4 (利用大学の募集)

申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。

- 当該施設等を利用する大学を広く募集するものであると認められるか。
- 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が利用できるものであると認められるか。
- 他大学の留学生の利用に関しては、提供される教育内容が申請施設を保有する大学（以下「保有大学」という。）の学生に提供されるものと同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないか。

項目5 (設備・資料)

申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。

- 共同利用に必要な設備及び資料等を備えているか。

項目6 (支援体制)

申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。

- 留学生数に応じた職員の数が確保されているか。

項目7 (共同利用情報の提供)

申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。

- ホームページやその他の媒体を用いて、利用方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果等、申請施設の共同利用に関する情報提供を広く行っているか。

項目8 (利用見込み)

申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

- 利用する大学数・利用者数の見込みが具体的で、かつ根拠が明確であるか。

Ⅲ. 審査基準

(1) 書面審査

①書面審査は、上記評価項目ごとに以下の3段階の区分により判断する。

区 分	評 価
○	要件を満たしている
△	要件を満たしているか不明確な点がある
×	要件を満たしていない

②書面審査の所見は、面接審査、専門部会及び有識者会議における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、以下の観点を中心に、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

- 面接審査において確認・説明を求めるべき事項
- 認定に係る特記事項、不認定に係る理由を作成する際の参考材料

③面接審査の必要性について、項目1から8の審査結果を踏まえ、以下(1)～(3)を判断する。

- (1) 書面審査によって認定候補拠点として十分であると確認できたため、面接審査不要
- (2) 書面審査によって認定候補拠点としては不十分であると確認できたため、面接審査不要
- (3) 追加の審査が必要であるため、面接審査が必要

※面接審査不要の場合で、追加の資料提出を要求する場合は、その旨も審査書類に記載。

- ④面接審査を実施しない申請施設においては、項目 1 から 8 の審査結果を踏まえ、共同利用計画全体について以下の 3 段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	5 年認定の候補とすべきである
△	5 年未満の年限等の条件を付して、認定候補としてもよい
×	認定候補とすべきでない

(2) 面接審査

面接審査は、専門部会が実施し、書面審査の結果も参考にした上で、共同利用計画全体について以下の 3 段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	5 年認定の候補とすべきである
△	5 年未満の年限等の条件を付して、認定候補としてもよい
×	認定候補とすべきでない

IV. その他

1 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

専門部会・有識者会議の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。

(2) 委員等氏名について

専門部会・有識者会議の委員の氏名は、原則、非公開とする。

2 利害関係者の排除

(1) 申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は 3 年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ 委員が何らかの形で参画している内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

※例えば、委員自身が、申請組織の代表者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ①親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ②緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ③大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ④密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ⑤採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

(2) 委員は上記（1）に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

(3) 委員は、申請大学等から何らかの不公正な働きかけがあった場合には速やかに申し出なければならない。

3 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

令和7年度「教育関係共同利用拠点」審査要項 —大学の職員(教員を含む。)の組織的な研修等の実施機関—

令和7年度「教育関係共同利用拠点：大学の職員(教員を含む。以下同じ。)の組織的な研修等の実施機関」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方法

- (1) 「留学生支援施設及び大学の組織的な職員の研修等の実施機関に関する専門部会（以下「専門部会」という。）」により、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号）」第二条各号に規定する基準（以下「告示」という。）及び「令和7年度教育関係共同利用拠点の公募について（通知）（7文科高第211号）」における「大学の職員の組織的な研修等の実施機関」に関する公募要領に掲げる要件について、書面審査を行う。
- (2) 専門部会は、書面審査の際に面接審査の必要性について判断し、共同利用計画の妥当性や実現可能性等を確認することが特に必要となる申請大学を対象に、面接審査を実施する。また、面接審査までは必要がない申請大学に対して、認定候補拠点の推薦にあたり確認が必要な事項がある場合には、追加の資料提出を要請することができる。
- (3) 専門部会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、認定候補拠点を教育関係共同利用拠点の認定等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）に推薦する。
- (4) 有識者会議は、専門部会の決定を十分尊重し、認定候補拠点を決定する。

II. 評価項目

評価項目は、告示及びそれを踏まえ公募要領に掲げる要件に基づき、以下のとおりとする。

項目1 （機能）

学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。

- 大学設置基準第11条第1項にいう大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（以下「SD」という。）又は同第11条第2項にいう学生に対する教育の充実に図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究（以下「FD」という。）並びに同第11条第3項にいう指導補助者に対する必要な研修（以下「FD」に含むものとする。）のいずれか、若しくは双方に関する取組に関する十分な活動実績及び利用実績があるか。【FD・SDの実績】
- FD又はSDに関する資源・体制を有しているか。【資源・体制】
- 取組の計画が特定の地域に留まらず広域的な広がりをもっているか。【広域性】
- 全国・各地域の拠点としてふさわしい質を保証できる機関であるか。【質の保証】
- 取組の計画が具体的で、実現可能性が高いものであるか。【実現可能性】
- カリキュラム・教材等は体系的なものであるか。【体系性】
- 取組の計画が、全国・各地域の大学教育の現状を踏まえたものとなっており、かつ、大学教育全体の質の向上に資する取組となっているか。【大学教育改革への貢献】
- 取組により見込まれる効果・成果が大学教育の質の向上に資するものであることが、十分な根拠によって説明できているか。【効果・成果】
- 特定の専門分野に特化した共同利用拠点の場合、ほかではない高い水準の専門性又は当該専門分野においてほかではない優れた先進性が認められ、かつ、国の政策全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性が高く、拠点の形成により、当該分野の発展に特に寄与すると認められるか。【専門分野に特化した拠点の必要性、先進性】
- 特定の専門分野に特化しない共同利用拠点の場合、FD及びSDが法令で義務付けられ、基礎的・一般的な取組は各大学でも行われている状況に鑑み、ほかではない優れた先進性が認められるか。【専門分野に特化しない共同利用拠点の先進性】

- 認定期間中に段階的に取組を進化・改善させるような計画となっているか。【発展性】
- 継続申請の場合、各拠点における従前の取組と比較して、それをより効果的・実用的な内容に進化させた発展的な取組となっているか、又は今後の更なる進化が見込める取組の進捗や実績がみられるか、或いは従前の取組を超えた新たな取組が盛り込まれているか。【継続申請の場合の発展性】

(FDの取組を行う場合)

- 体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修の試行や実施の取組（以下「研修等」という。）を行うものであるか。【FD研修等の内容】
 - ・取組内容の例
 - ①教員として必須の基礎的・共通的（授業設計、授業運営、学生指導及び研究倫理教育等）な内容
 - ②キャリア段階別（採用直後の教員、実務家教員、昇任者、部局長及び執行部向け等）に必要な内容
 - ③学問の分野や領域別に必要となる内容
 - ④教育プログラムの領域別（初年次教育、キャリア教育等）に必要な内容
 - ⑤大学院生へのプレFDに関する内容
 - ※上記①から⑤以外にも、全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であって、多くの大学で活用できる、学生の状況に応じた取組が認められる。
- 自大学・他大学における授業・成績評価の内容及び方法の改善ツール・コンテンツの発掘・開発を行うものであるか。【コンテンツの発掘・開発】
- 各大学における学生の状況（学力・学修行動等）に対応できるものであるか。【学生の状況】

(SDの取組を行う場合)

- 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための研修等を行うものであるか。【SD研修等の内容】
 - ・取組内容の例
 - ①職員としての必須の基礎的・共通的（経営管理・財務、教学支援、企画力及びコミュニケーション力等）な内容に関する内容
 - ②職員のキャリア段階別（採用直後の職員、昇格者及び管理職向け等）に必要な内容
 - ③専門的職員の分野別（インスティテューショナル・リサーチャー、アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター及び産官学連携コーディネーター等）に関する内容
 - ※全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であって、より多くの大学で活用できる質の高い取組であることが認められること。

項目2 （規程等）

拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

- 学則その他内規等に、当該施設等が共同利用に供することが規定されている、あるいは規定される予定が明確であるか。【学則等への規定】

項目3 （運営委員会）

申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。

- イ 当該申請施設の職員
- ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
- ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- 運営委員会を設置しており、当該施設の職員が、運営委員総数の1／2以下であるか。あるいは条件を満たした運営委員会を設置する予定が明確であるか。【運営委員会の構成】

項目4 （利用大学の募集）

申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。

- 当該施設等を利用する大学を広く募集するものであると認められるか。【利用大学の募集】
- 全国・各地域の、より多くの大学において各職員が活用できる取組であるか。【取組の汎用性】
- 自大学・他大学において、FD又はSDの積極的な普及に努めるものであるか。【積極的普及】

項目5 （設備・資料）

申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。

- FD又はSDに関する調査研究、情報収集、整理を行うものと認められるか。【情報収集】
- ※ その際、例えば、成功した、又は課題を残したFD・SDの事例など各大学が真に役立つ、様々な情報を収集するものであることが望ましい。

項目6 （支援体制）

申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。

- 専属の担当者の配置等、取組が円滑に行われるような人員配置があるか。【専任者の配置等】
- 担当者が、FD又はSDに関する指導又は相談等の経験を持ち、専門的な知見を備えているか。【担当者の専門性】
- 他大学の職員等からの相談への対応や講師派遣等により、他大学の求めに応じ、FD又はSDに関する必要な支援を適切に提供が適切にできるものであるか。【必要な支援の提供】
- 教育評価の手法・ツールの開発、教育課程の専門スタッフの養成・研修、FD又はSDの専門家の養成・研修等、各大学においてFDを普及・定着させる観点から必要と考えられる取組を行うものであるか。【FD・SDの普及・定着】

項目7 （共同利用情報の提供）

申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。

- 認定期間中の取組の成果指標を設定し、客観的な成果分析を計画・実施するものであるか。【客観的な成果分析】
- FD又はSDに関する調査研究、情報収集、整理したものを、広く提供するものであるか。【情報提供】
- ※ その際、例えば、成功した、又は課題を残したFD・SDの事例など各大学が真に役立つ、様々な情報を収集したものを、広く提供していることが望ましい。

項目8 （利用見込み）

申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

- 利用する大学数・利用者数の見込みが具体的で、かつ根拠が明確であるか。【利用見込み】

Ⅲ. 審査基準

(1) 書面審査

①書面審査は、上記評価項目ごとに以下の３段階の区分により判断する。

区 分	評 価
○	要件を満たしている
△	要件を満たしているか不明確な点がある
×	要件を満たしていない

②書面審査の所見は、面接審査、専門部会及び有識者会議における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、以下の観点を中心に、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

- 面接審査において確認・説明を求めるべき事項
- 認定に係る特記事項、不認定に係る理由を作成する際の参考材料

③面接審査の必要性について、項目１から８の審査結果を踏まえ、以下（１）～（３）を判断する。

- （１）書面審査によって認定候補拠点として十分であると確認できたため、面接審査不要
- （２）書面審査によって認定候補拠点としては不十分であると確認できたため、面接審査不要
- （３）追加の審査が必要であるため、面接審査が必要

※面接審査不要の場合で、追加の資料提出を要求する場合は、その旨も審査書類に記載。

④面接審査を実施しない申請施設においては、項目１から８の審査結果を踏まえ、共同利用計画全体について以下の３段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	２年認定の候補とすべきである
△	２年未満の年限等の条件を付して、認定候補としてもよい
×	認定候補とすべきでない

(2) 面接審査

面接審査は、専門部会が実施し、書面審査の結果も参考にした上で、共同利用計画全体について以下の３段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	２年認定の候補とすべきである
△	２年未満の年限等の条件を付して、認定候補としてもよい
×	認定候補とすべきでない

Ⅳ. その他

１ 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

専門部会・有識者会議の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。

(2) 委員等氏名について

専門部会・有識者会議の委員の氏名は、原則、非公開とする。

2 利害関係者の排除

(1) 申請に係る委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ 委員が何らかの形で参画している内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

※例えば、委員自身が、申請組織の代表者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ①親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ②緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ③大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ④密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ⑤採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

(2) 委員は上記(1)に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

(3) 委員は、申請大学等から何らかの不公正な働きかけがあった場合には速やかに申し出なければならない。

3 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

(1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。

(3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

令和 7 年度「教育関係共同利用拠点」審査要項

－教育実習施設（練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖実験所、水産実験所）－

令和 7 年度「教育関係共同利用拠点：教育実習施設」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方法

- (1) 「教育実習施設に関する専門部会（以下「専門部会」という。）」により、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号）」第二条各号に規定する基準（以下「告示」という。）及び「令和 7 年度教育関係共同利用拠点の公募について（通知）（7 文科高第 2 1 1 号）」における「教育実習施設」に関する公募要領に掲げる要件について、書面審査を行う。
- (2) 専門部会は、書面審査の際に面接審査の必要性について判断し、共同利用計画の妥当性や実現可能性等を確認することが特に必要となる申請大学を対象に、面接審査を実施する。また、面接審査までは必要がない申請大学に対して、認定候補拠点の推薦にあたり確認が必要な事項がある場合には、追加の資料提出を要請することができる。
- (3) 専門部会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、認定候補拠点を教育関係共同利用拠点の認定等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）に推薦する。
- (4) 有識者会議は、専門部会の決定を十分尊重し、認定候補拠点を決定する。

II. 評価項目

評価項目は、告示及びそれを踏まえ公募要領に掲げる要件に基づき、以下のとおりとする。

項目 1 （機能）

学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。

- 申請施設の種類の応じ、以下の定義を満たすものであるか。
- ① 練習船
総トン数 20 トン以上の船舶で、大学が教育活動に利用することを目的として保有するもの。
 - ② 演習林等
大学が林学に関する学科を設置する場合において、当該学科の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（演習林）又は大学が行う生物学等の教育研究に必要な附属施設として山林地域に設置されている演習林若しくは演習林類似の施設等。
 - ③ 農場
大学が農学に関する学部を設置する場合において、当該学部の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（農場）。
 - ④ 臨海・臨湖実験所
大学が行う基礎生物学及びその関連分野の教育研究に必要な附属施設として、臨海・臨湖地域に設置されているもの。
 - ⑤ 水産実験所
大学が水産増殖に関する学科を設置する場合において、当該学科の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設。
- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供しているか。なお、当該施設を用いた実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 当該施設の共同利用に関する資源・体制を有しているか。

項目2 (規程等)

拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

- 学則その他内規等に、当該施設等が共同利用に供することが規定されている、あるいは規定される予定が明確であるか。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっているか。

項目3 (運営委員会)

申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。

- イ 当該申請施設の職員
- ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
- ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- 運営委員会を設置しており、当該施設の職員が、運営委員総数の1/2以下であるか。あるいは条件を満たした運営委員会を設置する予定が明確であるか。
- 運営委員の構成について、女性委員の割合を高めるなど、申請施設の運営に多様な意見が反映される構成となっているか。

項目4 (利用大学の募集)

申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。

- 当該施設等を利用する大学を広く募集するものであると認められるか。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が保有大学の学生に提供されるものと同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。

項目5 (設備・資料)

申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。

- 共同利用に必要な設備及び資料等を備えているか。

項目6 (支援体制)

申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。

- 他大学の学生を受け入れるため、適切な職員体制がとられているか。
(練習船)
- 乗船実習の提供に当たっては、練習船を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが乗船し単独で航海する形態（単独航海）、保有大学の学生と他大学の学生とが共に乗船し航海する形態（混乗航海）のいずれでも差し支えないが、原則として、乗船実習における教育は保有大学の乗組員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うことが明確となっているか。
(練習船以外の実習施設)
- 実習の提供に当たっては、申請施設を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、申請施設での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うことが明確となっているか。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行っているか。

項目 7 （共同利用情報の提供）

申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。

- ホームページやその他の媒体を用いて、申請施設の利用方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果等、申請施設の共同利用に関する情報提供を広く行っているか。

項目 8 （利用見込み）

申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

- 利用する大学数・利用者数の見込みが具体的で、かつ根拠が明確であるか。
(練習船)
- 共同利用に供する日数が、運航可能な日数に比して相当の割合であるか。原則として、運航可能日数の2割以上程度の共同利用が見込まれているか。

III. 審査基準

(1) 書面審査

- ①書面審査は、上記評価項目ごとに以下の3段階の区分により判断する。

区 分	評 価
○	要件を満たしている
△	要件を満たしているか不明確な点がある
×	要件を満たしていない

- ②書面審査の所見は、面接審査、専門部会及び有識者会議における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、以下の観点を中心に、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

- 面接審査において確認・説明を求めるべき事項
- 認定に係る特記事項、不認定に係る理由を作成する際の参考材料

- ③面接審査の必要性について、項目1から8の審査結果を踏まえ、以下(1)～(3)を判断する。

- (1) 書面審査によって認定候補拠点として十分であると確認できたため、面接審査不要
- (2) 書面審査によって認定候補拠点としては不十分であると確認できたため、面接審査不要
- (3) 追加の審査が必要であるため、面接審査が必要

※面接審査不要の場合で、追加の資料提出を要求する場合は、その旨も審査書類に記載。

- ④面接審査を実施しない申請施設においては、項目1から8の審査結果を踏まえ、共同利用計画全体について以下の3段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	5年認定の候補とすべきである
△	5年未満の年限等の条件を付して、認定候補としてもよい
×	認定候補とすべきでない

(2) 面接審査

面接審査は、専門部会が実施し、書面審査の結果も参考にした上で、共同利用計画全体について以下の3段階の区分により判断することとする。

区 分	評 価
○	5年認定の候補とすべきである
△	5年未満の年限等の条件を付して、認定候補としてもよい
×	認定候補とすべきでない

IV. その他

1 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

専門部会・有識者会議の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。

(2) 委員等氏名について

専門部会・有識者会議の委員の氏名は、原則、非公開とする。

2 利害関係者の排除

(1) 申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ 委員が何らかの形で参画している内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

※例えば、委員自身が、申請組織の代表者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ①親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ②緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ③大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ④密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ⑤採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

(2) 委員は上記（1）に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

(3) 委員は、申請大学等から何らかの不公正な働きかけがあった場合には速やかに申し出なければならない。

3 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

(1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。

(3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。